平成２４年（フ）第１５５８０号
東京都目黒区青葉台４丁目６―17―306
債務者　浅野　徳一
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６０３号
東京都狛江市猪方１丁目１－８―203
債務者　岸本　広宣
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１０号
東京都江東区亀戸３丁目２－６―201
債務者　リキヒサアンジェエリナヴィラクルーエル・リキヒサアンジェリナヴィラクルーエルこと　リキヒサ　アンジェリーナ　ヴィリアクルエル
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７０号
北海道帯広市西21条南３丁目25番地４
債務者　福原　敬一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
北海道帯広市西21条南３丁目25番地４
債務者　福原よし子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
北海道帯広市西12条北１丁目２番地４　メゾンクリオネ３－Ａ
債務者　石井　敦志
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
北海道帯広市西12条北１丁目２番地４　メゾンクリオネ３－Ａ
債務者　石井　郁子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９９２号
東京都昭島市東町４丁目６番６号ハイムフジ202号
債務者　米山　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０１号
長崎県佐世保市原分町245番地10　ブリーズヒル壱番館204、旧住所長崎県佐世保市楠木町355番地
債務者　角　美津子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５５８１号
東京都練馬区桜台５丁目１－８―105
債務者　田崎　豊子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２号
沖縄県宜野湾市上原２丁目６番11―102号　丸本アパート
債務者　山口　政彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２５３号
沖縄県宜野湾市上原２丁目６番11―102号　丸本アパート
債務者　山口真奈美（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６４号
沖縄県うるま市石川東恩納946番地２　メゾンモア３－２
債務者　呉屋　　徹
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６５号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目６番14号　プラシード泡瀬403号
債務者　津波古匡代（旧姓桑江・津嘉山）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２７３号
沖縄県中頭郡北谷町字伊平421番地２　永岡コーポⅡ202
債務者　呉屋　華子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３０９号
東京都清瀬市竹丘１―17―９救世軍清瀬病院、住民票上の住所東京都東大和市清原４丁目１番地15―902号
債務者　高村武男こと　高　　武南
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部